

田野畑村物品指名競争入札等参加資格審査申請書の提出について

平成 22～24 年度に、田野畑村物品の購入及び役務の発注に係る指名競争入札(見積書の徴収)に参加を希望する方は、下記の手続方法等により、申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 受付期間等

受付期間	平成 22 年 1 月 25 日(月)～平成 22 年 2 月 12 日(金) 土曜日、日曜日及び祝日を除く。 上記期間以降も受付を行います。平成 22 年 4 月 1 日からの資格取得はできません。
受付時間	午前 8 : 30～午後 5 : 30
受付場所	田野畑村役場 総務課 総務班(本庁舎 1F) 〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1 TEL 0194-34-2111(内線 11) FAX 0194-34-2632
提出方法	持参又は郵送
留意事項	1 申請書は村所定の様式を使用すること。村所定の様式でない場合には、申請書の受付は行わない。
	2 フラットファイル等に綴り込まないこと。

2 資格基準(要件)

1	成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
2	営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていること。
3	資格審査を受ける年の 1 月 1 日前 1 年以上の営業実績がある者であること。 ただし、村の区域内に営業所等を有する場合で、事業者の育成等の理由から村長が特に認めるときは、この限りでないこと。
4	村(村の区域内に営業所等を有しない者)にあつては、その主たる営業所等の所在する市区町村)に納付すべき税金を滞納していないこと。
5	国及び都道府県等に納付すべき税金を滞納していないこと。
6	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

3 提出書類

(1)法人の場合

	番号	提出書類	説明等	
必 ず 提 出 す る 書 類	1	提出書類確認シート	様式第 0-1	
	2	田野畑村物品指名競争入札等参加 資格審査申請書	様式第 1	
	3	参加希望営業種目調書	様式第 2	
	4	物品納入(役務提供)経歴書	様式第 3	
	5	納税証明書 (税目は下記のとおり) (写し可)	国税	税務署様式その 3 の 3
			県税	本村と契約を締結する本店(又は営業所等)が所在する都 道府県が発行する納税証明書(平成 20 年度分) 所在地が岩手県である場合は、納税証明書様式第 52 号ウ
			村税	本村と契約を締結する本店(又は営業所等)が所在する市 区町村が発行する納税証明書(平成 19~21 年度分) 所在地が田野畑村である場合は、様式第 6
	6	商業登記事項証明書(写し可)		
7	財務諸表(写し可)	直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書等		
8	80 円切手 1 枚	資格審査結果通知用		
該 当 者 の み 提 出	9	許可・認可等調書	様式第 4 (許可等を必要とする業種の場合)	
	10	許可・認可等証明書(写し可)		
	11	委任状	様式第 5 (営業所長等に契約に関する権限を委任する場合)	
	12	技術者の経歴書(写し可)	(大分類「役務」を希望する場合で、特に技術者を要する 業務の場合)	

税目について

国税：消費税、法人税

県税：法人県民税

村税：法人村民税、軽自動車税、固定資産税、村県民税(特別徴収分)

都道府府にあつては、県を都道府府に、市区町にあつては、村を市区町に読み替える。

(2) 個人の場合

		提出書類	説明等	
必 ず 提 出 す る 書 類	1	提出書類確認シート	様式第 0-2	
	2	田野畑村物品指名競争入札等参加資格審査申請書	様式第 1	
	3	参加希望営業種目調書	様式第 2	
	4	物品納入(役務提供)経歴書	様式第 3	
	5	納税証明書 (税目は下記のとおり) (写し可)	国税	税務署様式その 3 の 2
			村税	本村と契約を締結する本店(又は営業所等)が所在する市区町村が発行する納税証明書(平成 19~21 年度分) 所在地が田野畑村である場合は、様式第 6
	6	身分証明書(写し可)	市区町村が発行するもの	
	7	確定申告書(写し可)	平成 20 年分	
8	80 円切手 1 枚	資格審査結果通知用		
該 当 者 の み 提 出	9	許可・認可等調書	様式第 4 (許可等を必要とする業種の場合)	
	10	許可・認可等証明書(写し可)		
	11	技術者の経歴書(写し可)	(大分類「役務」を希望する場合で、特に技術者を要する業務の場合)	

税目について

国税：消費税、所得税

村税：軽自動車税、固定資産税、村県民税(普通徴収分)、国民健康保険税

都道府府にあつては、県を都道府に、市区町にあつては、村を市区町に読み替える。

4 その他

- (1) 名簿の有効期間は、平成 22 年度～平成 24 年度までとする。
- (2) 資格審査結果は、おって文書で通知する。

5 問い合わせ先

田野畑村役場 総務課 総務班

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

TEL 0194-34-2111(内線 11)

FAX 0194-34-2632